

風しん撲滅作戦

予防接種費用の一部助成ご案内（令和7年4月1日）

神奈川県では、平成26年度から「風しん撲滅作戦」を展開し、「神奈川で風しんの流行を発生させない」、「今後、妊娠する人から先天性風しん症候群の患者さんを出さない」ことを目指すと発表しました。

妊娠初期の女性が風しんに感染した場合、ウイルスの胎内感染によって先天異常を起こす感染症である、先天性風しん症候群の発生が懸念されます。このため、三浦市では先天性風しん症候群の発生を予防するため、予防接種に係る費用の一部を助成します。

1 対象者

三浦市に住民登録があり、令和7年4月1日から令和8年3月31日までに接種された方のうち、次のいずれかに該当する方

- （1）妊娠を希望している女性
- （2）妊娠を希望している女性の同居者及び妊婦の同居者

※次の方は除きます。

- ・風しんの罹患歴のある方
- ・風しん(麻しん風しん混合MR、麻しん風しんおたふくかぜ混合MMR含む)の予防接種を受けたことがある方
- ・妊娠している女性

【重要】女性の方の注意事項

風しんワクチンを接種する場合には、妊娠していない時期（生理中またはその直後がより確実ですが、あらかじめ1か月避妊したほうがよいでしょう。）に接種を行い、その後2か月の避妊が必要です。

2 対象ワクチン 麻しん風しん混合（MR）ワクチン1回分、または風しん単独ワクチン1回分

3 助成額 かかった接種費用のうち、次のいずれかを上限として助成します。

麻しん・風しん混合（MR）ワクチン	7,000 円
風しん単独ワクチン	4,000 円

※接種費用は、医療機関ごとで異なります。各自で医療機関にお問い合わせください。

※予診のみの場合は、対象外です。

4 申請受付期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

5 助成方法

医療機関で接種後、申請受付期間内に健康づくり課（三浦合同庁舎2階）に領収書等とあわせて申請書を提出していただきます。後日、接種者本人指定の金融機関口座に、助成金額を振り込みます。

6 申請方法

次のものを揃えて、健康づくり課窓口（三浦合同庁舎2階）にて申請してください。

【持ち物】

- （1）申請書（健康づくり課窓口でお渡しします）
- （2）領収書（コピー可）
- （3）麻しん風しん混合（MR）ワクチン、または風しん単独ワクチンのどちらを接種したか、わかる書類（予診票、予防接種済証、診療明細書等、コピー可）
- （4）振込先の金融機関口座がわかる通帳またはキャッシュカード
- （5）印章（朱肉を使用するものであること）

7 健康被害

この予防接種は、任意の予防接種です。このため、健康被害が生じた場合には、独立行政法人医薬品医療機器総合機構救済制度による健康被害救済制度の対象となります。給付申請の必要が生じた場合には、健康被害を受けた人又はその家族が必要な書類を揃えたうえで、直接、独立行政法人医薬品医療機器総合機構に請求することになります。

名称 独立行政法人 医薬品医療機器総合機構

住所 〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル

電話 0120(149)931 救済制度相談窓口（フリーダイヤル）

8 お問い合わせ先

〒238-0221

三浦市三崎町六合32 三浦合同庁舎2階健康ぷらっと（三崎警察署の奥の建物です）

三浦市保健福祉部健康づくり課 電話：046(882)1111内線370～374 FAX：046(882)2040

